

## 「通信装置におけるイミュニティ試験ガイドライン 3.0版」に対するFAQ

**Q1:** 図 G.8 は図 G.3 の補足的な意味合いと思うが、実際の使い分けとして不明瞭では？ 図 G.3 を基本とし、マイクに影響がある場合等は図 G.8 を用いて測定するのですか？

**A1:** 表題に記載している通りです。下記に補足いたします。

図 G.8 では、電話端末のハンズフリーフォン(スピーカ)のような音響出力機器からの音圧レベルを想定しています、他方、図G.3ではオーディオ機器を含めた一般的なスピーカからの音圧レベルの測定を想定しています。

**Q2:** 旧版 CES-0030-3 の「11.個別試験条件及び個別判定基準」の連続妨害波の項に記載されていた 35dB 減算についてはどのように考えれば良いのでしょうか？ 改版されるまでは 35dB を減じない基準レベルで実施するという事でしょうか？

**A2:** CES-0030-4 には関連する記述が無いため、試験が必要な場合には、旧版 CES-0030-3 の「個別試験条件及び個別判定基準」の当該部分(\*1)の記述をご参照いただき試験を実施して下さい。

(→同記述により 35dB を減算することになります)。

(\*1)→11.1.2 連続妨害波、(6)測定方法: デジタル回線に送信される復調信号